

公布された規則のあらまし

○佐賀県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 35 号）

佐賀県県税条例の一部を改正する条例（令和 7 年佐賀県条例第 21 号）附則第 1 条（同条第 1 号及び第 2 号に掲げる規定を除く。）の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とすることとした。